

令和8年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務 質問・回答一覧

発注機関名：長野県会計局会計課  
 公 告 日：令和8年2月5日  
 業 務 名：令和8年度キャッシュレス決済端末導入業務  
 業務箇所名：長野県会計局会計課他

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
1	R8.2.10	R8.2.12	<p>参加申込書の必要書類について                      様式第3号の附表に記載されている[1, 都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類]（納税証明書）のことですが、弊社の本社の所在地が東京にあり、今回、長野営業所で公募型プロポーザルに参加させていただきたく存じます。                      その場合、本社及び長野営業所それぞれの納税証明書の添付が必要となりますか。また納税証明書の期間は令和6年1月～12月までで問題ありませんでしょうか。</p>	<p>法人の参加申込書の提出時に必要となる「都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類」の詳細は、次のとおりです。                      なお、いずれも参加申込日の三か月以内に発行されたものを添付してください。（直近の1年度（事業年度）分で構いません）。</p> <p>1 都道府県民税                      長野県に本店又は支店営業所等を有する場合、長野県の当該本店又は営業所等に係る「都道府県民税に未納がないことの証明書」を添付してください。                      長野県に本店又は支店営業所等のいずれもない場合は、本店所在地の都道府県が発行する「都道府県民税に未納の額がないことの証明書（税目毎の証明書のみ発行する東京都にあつては、法人事業税及び法人都民税の納税証明書）」を添付してください。                      長野県外に本店があり、長野県内に支店営業所等がある場合は、本店所在地の都道府県と支店に係る長野県の「都道府県民税に未納の額がないことの証明書」を添付してください。</p> <p>2 消費税及び地方消費税                      本社所在地の税務署が発行する納税証明書（その3の3）を添付してください。</p>
2	R8.2.9	R8.2.17	<p>【2-4 POSシステム】の項目上、一般行政施設での支払用コード自体の発行機能に関する記述が存在していないが提案不要か。</p>	<p>コード発行機能が無いPOSシステムも多いため、別添「決済端末の標準的な運用方法」で図示しているとおり、一般行政施設では県が決済端末で読み取ることができるレイアウトで手数料等の納付に必要な情報をコード化・発行することを想定しているところです。                      なお、企画提案者において支払用コードを発行することが可能な場合で、その活用が自らの経験や専門性に基づく「より優れた方法」に該当すると考えられるときは、提案していただいて構いません。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
3	R8.2.9	R8.2.17	<p>【2-4 POSシステム】の(1)ウ記載の「過去日付に遡ってマスタ更新を行えること。」と、【2-4 POSシステム】の(2)「過去日付に遡ってマスタ更新を行った場合に、決済の正確性等を担保するために修正が不可能な項目を除き、決済データが連動して修正されること。」とあるが修正可能な項目と修正不可能な項目の違いは何か。 ※基本的にはPOSで手続合計額の支払処理（以降、1取引とする）が完了した時点で、消費者との取引は完了しており、その内容について変更できないと認識しているため。</p>	<p>本業務における決済データとは、御質問の※に記載をいただいている変更できない決済情報に加え、その管理情報（マスタに登録する各手続の所管部局、所管所属、所管窓口、歳入所属コード、歳入所属名、歳入科目コード等）を付加したものです。そのため、修正可能な項目とは、決済データのうち、「御質問の※に記載をいただいている変更できない決済情報を除いたマスタ登録情報」を想定しています。 なお、仕様書（案）第2 2-4(1)ウ及び(2)は、職員がマスタ更新を誤った場合に、決済データにおける上記管理情報について、過去日付に遡って一括修正が行えることを意図したものであることを申し添えます。</p>
4	R8.2.9	R8.2.17	<p>【2-4 POSシステム】の(4)記載の「2-5の各決済端末の決済情報がPOSシステムと連携され、短時間で確認できること。」とは、決済端末で取引が完了した時点での取引データであり、決済代行会社から送信される決済データについては該当しない（連携はされるが短時間ではない）認識で合っているか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
5	R8.2.9	R8.2.17	<p>【2-4 POSシステム】の(9)ア記載の「また、当該システム及び機器の開発製造元と連携し、当該データをインポートできるようデータ仕様の整合を図ること。」について、【2-6 回線環境整備】の(3)に「今回線は、県が既存で保有する庁内ネットワーク（LGWAN等）及び警察が管理する既設ネットワークとは物理的に分離し、一切接続しないこと。」とあるが、どのように連携する想定なのか。 なお、連携対象は一般行政施設の「（支払用コードを発行できるシステム）」、警察施設の「警察受付管理システム」及び「免許手続自動受付機」の想定だが認識相違がないか。</p>	<p>POSシステムと一般行政施設及び警察施設における連携対象との連携方法は、次のとおり想定しています。 (1) 一般行政施設 番号2への回答を御確認ください。 (2) 警察受付管理システム POSシステムから警察支払用コードの発行に必要な情報が記載されたCSVデータ等を出力し、外部記憶媒体等を利用して警察受付管理システムに受け渡しの上、警察受付管理システムで警察支払用コードを発行する形での連携を想定しています。 警察受付管理システムは、本業務の契約候補者が決まり、警察用支払コードのデータレイアウト・仕様等が固まり次第、県警において委託開発を予定しています（業者等未定）。 なお、企画提案者において、POSシステムに警察支払用コードの生成・出力機能の追加が可能な場合は、その旨企画提案書に記載するとともに、別紙2の「別枠欄」に必要費用を記載してください（仕様書（案）第2 2-4(9)イ参照）。 (3) 免許手続自動受付機 警察受付管理システムと同様の方法での連携を想定しています。 免許手続自動受付機は、本業務の契約候補者が決まり、警察用支払コードのデータレイアウト・仕様等が固まり次第、県警において警察支払用コードが発行できるよう改修を行うことを予定しています。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
6	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-7 セキュリティ等】の(1)記載の内容について「ISO/IEC27001、JIS_Q27001認証又はISMS認証のいずれかを取得している」もしくは「第三者機関等による脆弱性診断が適切に実施され、セキュリティ上の安全性が担保されていること」のどちらかに該当することが条件と認識したが相違ないか。	御認識のとおりです。
7	R8. 2. 9	R8. 2. 17	「08 様式3 附表 参加要件具備説明書類総括書」の「3、同種または類似の業務の実績」については「長野県」での実績のみの提出で良いか。 また、留意事項②に記載の同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付とは、販売店経由で納入している実績については、どのように契約書を添付すべきか（契約書は販売店が所有のため）	長野県に限らず、他都道府県の地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）における実績も提出可能です。 決済端末等を販売店経由で納入している場合の実績は、契約書の写しに代わる「地方公共団体に当該決済端末等が納入されたことが客観的に分かる資料」を添付してください。
8	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-3 スケジュール】についてですが、プロジェクトスケジュールとしては契約日から令和9年3月31日という理解をしていますが、本稼働日としては3月31日を本稼働日と認識してよいか。	本稼働日は、現時点で令和9年4月1日を想定しています。
9	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-5 決済端末】に「(オ) 手続毎に消費税の課税・非課税を選択できるとともに、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応していること。」とありますが、「手続毎に課税・非課税を選択できる」とは同じ手続であっても場合によって課税・非課税が変化することがあるか。	手続によって課税・非課税が変化します。同一手続で変化することはありません。
10	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-5 決済端末】に「ウ スキャナー機能等により、「支払用コード」を読み取ることができ、それにより該当手続が自動で選択され、端末を操作する職員が迷うことなく決済に進めること。」とありますが、端末を操作するのは職員の方でしょうか、それとも各施設に手続にこられる納付者方の何れになるか。	モバイル型決済端末の操作は、職員が行うことを想定しています（仕様書（案）第2-2-5(2)ウ参照）。 キャッシュレス決済端末及び自動釣銭機付決済端末の操作は、納付者が行うことを想定しています（仕様書（案）第2-2-5(3)ア及び(4)イ参照）。
11	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-5 決済端末】に「ただし、必要に応じて、職員が画面上でも手続の選択操作が可能であること。」とありますが、必ず決済端末上から必要な手続を選択しなければならないか。別途対象のコードを用意してそれをスキャンする形での登録方法でよいか。	いずれの決済端末も基本的にコードの読取による手続自動選択を想定していますが、何らかの理由でコードの読取ができない等のエラーが発生した場合に、職員が端末を操作して当該手続を選択の上、決済画面に進むことができる必要があります。このことを踏まえ、企画提案を行ってください。

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
12	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-7 セキュリティ等】に「通信が暗号化されていること。また、暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。」とありますが、セキュリティの担保の方法として一部のシステム間通信について暗号化通信ではなく、VPNというネットワークサービスの構築で代替することで問題ないか。	一概に否定するものではありませんが、暗号化による通信内容の秘匿性確保を求める本要件の趣旨を踏まえ、企画提案を行ってください。
13	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-8 サポート及び保守】に「決済端末のトラブルや操作方法等について、土曜日、日曜日及び祝日を含むヘルプサポートを行うこと。」とありますが、受付が必要な時間は何時から何時まで必要か。	各施設における平日8:30から17:15までの通常営業時間以外でヘルプサポートが必要な日時は、以下のとおりです（年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。また、今後変更されることがあります）。 合同庁舎：火曜日及び木曜日（祝日を除く。）19:00まで 日曜日 8:30から17:15まで 免許センター：日曜日 8:30から17:15まで
14	R8. 2. 9	R8. 2. 17	【2-10 成果物】に”サービス仕様書”と”機器仕様書”の提出時期が“契約締結後速やかに”とありますが、この段階ではサービス内容について詳細検討されていない状態であるため、これらが明確になる要件定義完了後の提出で良いか。	御認識のとおりです。
15	R8. 2. 9	R8. 2. 17	12 様式第8号の附表 企画書に記載の12 本業務及び本稼働後5年間の費用を含めて上限金額を考慮すると本事業の構築は不可と思われます。NW構築含めた上流から下流まで県全域の大きなプロジェクトの認識であり、収納クラウドシステム構築含めたイニシャル費用だけでも上限金額相当の見込になると思われますが、如何いたしますでしょうか。	公告1(8)に記載した上限金額は、本業務（令和8年度中の県施設への決済端末設置等の決済環境整備）に係るもの（主にイニシャルコスト）であり、令和9年度以降に発生する費用（決済代行手数料含むランニングコスト）は含まれていません。
16	R8. 2. 13	R8. 2. 17	■仕様書案に記載いただきました2-4POSシステム（3）「データレイアウト」の内容についてご質問です。前提として、これらの情報については貴県にて作成いただく「支払用コード」「警察支払コード」に格納される予定の情報でしょうか。また、それも含めて契約後の協議となる想定でしょうか。	■仕様書（案）第2 2-4（3）＜データレイアウト＞と支払用コード・警察支払用コードとの関係について 「支払用コード」及び「警察支払用コード」に、仕様書（案）第2 2-4（3）＜データレイアウト＞の項目は格納しません（当該データレイアウトは、決済データを当県の財務会計システムと連携するために必要な情報として提示しているものです）。 「支払用コード」に格納される情報は、手続コード（一般店舗における商品コードに該当）が考えられます。また、納付者が複数の手数料等をまとめて納付し、県警で納付状況を一括確認する「警察支払用コード」に格納される情報は、複数の手続コードと、それらが紐付いた一意の納付者番号が考えられます。 なお、いずれも契約の候補者が決まり次第、協議して決定します。

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
17	R8. 2. 13	R8. 2. 17	<p>2-4POSシステム（3）「データレイアウト」内にて項目の内容についてご確認です。 No2. 済通データ番号：ユニーク番号は「日別」にリセットされる一意の番号で、10桁のコードという認識でお間違いないでしょうか。 また、こちらの番号はどのような数字や配列などの定義で生成を希望される想定でしょうか。</p>	<p>県への入金日毎に、連番で生成してください。 （例：9000000001、9000000002、9000000003…） なお、連携用データは、県への入金者及び入金日毎に生成・出力する必要があることを申し添えます（県への入金者及び入金日が、キャッシュレス決済（指定納付受託者）に係る入金と、現金決済に係る入金で異なることを想定しています）。</p>
			<p>No4/No5. 課所コード・地事課コード：各手数料の種類ごとに設定されたコードになりますでしょうか。もしくは部署ごと、又は端末ごとに設定されたコードになりますでしょうか。 その際、会計年度はどのように関係してきますでしょうか。</p>	<p>課所コード（No. 4）及び地事課コード（No. 5）は、手数料毎に設定されるコードです。課所コード及び地事課コードで歳入所属コードを構成しており、歳入科目コードとともに会計年度と紐付けて管理する必要があります。 なお、歳入所属コード及び歳入科目コードについては、仕様書（案）第22-1定義の記載内容も併せて御確認ください。</p>
			<p>No7. 会計：会計年度2桁と理解しましたが、仮に「令和8年度」であれば「08」になりますでしょうか。</p>	<p>会計（No. 7）とは、自治体会計における会計コード（2桁）を指します。 例）01：一般会計、11：市町村振興資金貸付金、12：公債費</p>
			<p>No8～12. 科目コード：手数料毎に設定されるコードという認識で相違ないでしょうか。また、科目コードは手数料の種類ではなく、大枠の部門/カテゴリごとに設定されているという認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>手数料毎に、No. 7からNo. 12までにより構成される歳入科目コードが設定されています。また、御質問にある「大枠の部門/カテゴリ」とは、各手続を所管する部局・所属や大分類のことで推察されますが、歳入科目コードは手数料毎に設定されるもので、所管する部局・所属や大分類に対し設定されるものではありません。</p>
			<p>No13. 公金区分：こちらは手数料毎に「1」と「3」が紐づけられておりますでしょうか。 もしくは同手数料でも「1」と「3」が混在しますでしょうか。</p>	<p>公金区分（No. 13）は、手数料毎に「1」又は「3」が設定されます。同手数料で「1」と「3」が混在することはありません（今後混在するケースが生じた場合は、異なる手数料名称を使用するなど、運用により対応するものと考えられます）。</p>
			<p>No19～24. 収納日・収入日：収納日と収入日はどちらも「POSで会計が行われた日」と同日で問題ないでしょうか。 想定されている定義があればご教示ください。</p>	<p>連携用データの生成時においては、収納日と収入日とも長野県への入金日（八十二長野銀行口座への入金日）としてください。</p>
18	R8. 2. 13	R8. 2. 17	<p>03（仕様書別添）決済端末の標準的な運用方法がございりますが、運用にて支払い用コード、警察用支払い用コードのQRをセルフレジ含めモバイル端末でも読み取りを行いますでしょうか。</p>	<p>モバイル型端末では、支払用コードのみ読み取ります。キャッシュレス決済端末及び自動釣銭機付決済端末では、支払用コード及び警察支払用コードのいずれも読み取ります（仕様書（案）第22-5(2)～(4)参照）。 なお、別添「決済端末の標準的な運用方法」では、分かりやすさを優先し、支払用コード及び警察支払用コードを二次元コード（いわゆるQRコード）として表示していますが、コード規格を二次元コードに限定するものではありません。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
19	R8. 2. 17	R8. 2. 18	仕様書（案）第2要求項目 2-1定義の「決済データ」と、03(仕様書別添)決済端末の標準的な運用方法中の決済端末から出される想定「決済データ」は、同じものを示しますか？（中身のデータのフォーマット等について）	別添「決済端末の標準的な運用方法」における決済データは、決済情報の送信をイメージして記載したもので、仕様書（案）の決済データとは異なります。 なお、決済データの詳細は、仕様書（案）の記載内容を御確認ください。
20	R8. 2. 17	R8. 2. 18	仕様書P4の決済データのレイアウトは、03(仕様書別添)決済端末の標準的な運用方法の「決済データ」と同じものを示していますか？（質問1と類似の質問で恐れ入りますが、システム仕様に関わる為、ご確認願います）	仕様書（案）第2 2-4(3)<データレイアウト>は、決済データを基に財務会計システム連携用のデータとして生成・出力することを想定しているもので、決済データとは異なります（別添「決済端末の標準的な運用方法」中、「財務会計システムとの連携機能」に該当）。 なお、別添「決済端末の標準的な運用方法」における決済データについては、質問1の回答内容を御確認ください。
21	R8. 2. 17	R8. 2. 18	モバイル型端末について ・形状として、キャッシュレスと一体型の端末である必要がありますか ・タブレット+キャッシュレス端末+プリンタのような、持ち運びに考慮した組み合わせされたものであれば問題無いでしょうか？	モバイル型決済端末の形状の指定はありません。御記載の内容で企画提案をしていただいて構いません。
22	R8. 2. 17	R8. 2. 18	03(仕様書別添)決済端末の標準的な運用方法の決済端末→金融機関への現金の調定・入金については、本業務の提案には含まれない（計数機を提供する等は考えない）ものとしてよいでしょうか	御認識のとおりです。
23	R8. 2. 17	R8. 2. 18	仕様書2-6回線環境整備について、回線の引き込み、壁面への配管などのLAN配線工事一式を行うこととありますが、光ケーブルの引き込み及び、LAN配線までとし、電源電気工事は含まないと考えてよいでしょうか。	御認識のとおりです。
24	R8. 2. 17	R8. 2. 18	仕様書 2-2企画提案の（1）キャッシュレス決済に係る決済代行業務・・・「決済端末を設置する事業者が代表として連絡調整を行うこと」の代表者は、「公募要領1業務概要_2応募資格要件（8）複数の事業者による共同提案・・・の「代表事業者」と同じと考えてよいでしょうか？	御認識のとおりです。
25	R8. 2. 17	R8. 2. 20	【2-1 定義】 ①決済情報 個々の決済処理時に発生・記録される一連の情報内に整理番号とありますが一意の決済番号なのでしょうか。もしくは呼び出しに利用する番号なのでしょうか。	仕様書（案）第2 2-1定義の決済情報にある「整理番号」は、問い合わせやトラブル処理の時に、レシートとPOSシステムを整理番号で突き合わせて確認するなど、対象取引の特定及び納付状況確認のために利用することを想定しています。 なお、決済情報に含まれる項目の例示として整理番号を記載していますが、決済情報の内容は、契約候補者選定後の協議にて決定する予定です。

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
26	R8. 2. 17	R8. 2. 20	<p>【2-4 POSシステム】</p> <p>② (1) マスタに5000以上の手続き登録とありますが部署間で同手数料を登録する場合最大いくつの商品を登録する想定でしょうか。</p> <p>また、モバイル端末に関しては拠点ごと(1台)毎のマスタ数の目安(100件単位)をご教示ください。</p>	<p>商品マスタの登録は、1手数料(金額)につき1登録を想定しています。端末を設置する施設ごとに同一手数料を登録する必要はありません。</p> <p>また、モバイル端末についても、基本的にはコードを読み取り商品マスタを参照することを想定しています。</p>
			<p>③ (1) 各手続に応じた所管部局、所管所属、所管窓口は各端末ごとに設けておりますでしょうか。</p>	<p>マスタ管理を行う所管部局及び所管所属は、各手数料と紐付いて設定されます。</p> <p>なお、所管部局の下位に所管所属がある組織構造となっていることを申し添えます。</p> <p>手続を行う窓口(決済端末を設置する県施設を指します。)は、各窓口に設置された決済端末で行われた決済の状況を確認する必要があることから、各決済端末に紐付いて設定されるものと考えられます。</p>
			<p>④ (1) 歳入所属コード、歳入所属名、歳入科目コードについては手数料ごとに設定されておりますでしょうか。コード設定等の定義がございましたらご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>手数料毎に設定されます。歳入所属コード及び歳入科目コードの定義は、番号17の回答内容と同様です。</p>
			<p>⑤ (3) 「データレイアウト」内の39桁の予備とございますがどのような情報を入れることを想定しておりますでしょうか。また、不要の項目の場合、空欄でよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点で入力する情報はないため、空欄で構いません。</p>
27	R8. 2. 17	R8. 2. 20	<p>様式第3号の参加申込書及び誓約書 様式第3号の附表2の代表者氏名欄についてですが、本社の住所及び代表取締役の氏名の記載がよろしいでしょうか。支店・営業所等の住所及び代表者氏名の記載でも問題ないでしょうか。</p>	<p>様式第3号及び様式第3号の附表の2は、支店・営業所等の住所及び代表者氏名の記載も可能です。ただしその場合は、本社から本業務に関する参加申込等の権限を委任されていることが確認できる別添委任状(例)も合わせて提出してください。</p> <p>なお、委任事項については、貴社内で確認の上適宜修正してください。</p>
28	R8. 2. 20	R8. 2. 20	<p>様式第一号 公告の3参加申込書の作成・提出「共同提案の場合」について</p> <p>仕様書案 第2-6回線環境整備の光回線の開通～設置業者は取り纏めて提案を行う予定ですが、この「回線工事業者」も共同提案事業者として、参加申込書を提出する必要がありますか？</p>	<p>単なる工事を別業者に委託する場合に、当該事業者を共同提案事業者とする必要はありません。ただし、様式第8号の附表企画書の「14 再委託の予定」に再委託先として記載してください。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
29	R8. 2. 24	R8. 3. 2	<p>【2-4 POSシステム】</p> <p>①以前ご質問をさせて頂きました2-4POSシステム(3)「データレイアウト」内にて項目の内容について追加のご質問です。</p> <p>No2. 済通データ番号：ユニーク番号は「日別」にリセットされる一意の番号で、10桁のコード。 上記番号の定義は入金日ごとに連番で生成すると回答をいただいておりますが例えば2/24日で帳票出力したときに、連番になるように設定する</p> <p>【質問】 日ごとにリセットされて、翌日は同じ連番でも良いのでしょうか また、赤伝発行(取り消し)がされたとき等、過去の帳票出すときに、番号が変わっても問題ないでしょうか。</p> <p>②上記は、現金とキャッシュレスで分けて出すこととなりますでしょうか(現金だと入金者が納付者、キャッシュレスだと入金者が指定納付受託者になるため)</p>	<p>①翌日以降に同じ連番が使用されても支障ありません(財務会計システム稼働日に行う「済通データ番号に紐付いた収入情報の消込処理」時に、済通データ番号(No. 2)が重複していなければ問題ありません)。 なお、財務会計システム連携用データは、県への入金者毎に(キャッシュレス(指定納付受託者)／現金の一部(指定公金事務取扱者))、県への入金日に応じた一定期間の決済データについて、課所コード(No. 4)、地事課コード(No. 5)、会計年度(No. 6)、会計(No. 7)、科目(No. 8～No. 12)の組合せでグルーピングし、同一グループ内の収入額を合計の上、1グループにつき1レコード生成する想定であることを申し添えます。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p>
30	R8. 3. 4	R8. 3. 9	<p>仕様書案「2-6 回線環境整備」に関して質問いたします。</p> <p>①インターネット回線は、光ファイバー等を用いた有線回線に限定されるものでしょうか。</p> <p>②構内配線は既設ルートを使うことは可能でしょうか。</p> <p>③構内配線が利用可能な場合は配管図等の図面をプロポーザル前に提供頂くことは可能でしょうか。</p> <p>④インターネット端末(ルーター)とキャッシュレス端末間の平均的なケーブル長をプロポーザル前にお示し頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>①使用する回線は有線に限定されるものではありませんが、行政施設で運用するために安定した通信回線が必要であること、施設によっては複数台設置することを十分に踏まえた上で企画提案を行ってください。</p> <p>②現行業務に影響がないことを条件として可とします。 なお、キャッシュレス決済端末設置施設における回線工事費は、施設毎に次の作業が必要と仮定した場合の概算費用を算出してください(仕様書(案)第2の2-2(6)参照)。 ア ONU引込等のための穿孔(1箇所) イ ONU・ルーターの設置 ウ 決済端末までの有線LANによる接続 エ 決済端末が複数台ある施設の場合は、必要に応じて小型スイッチを設置 オ 配線は既存の配線敷設ルートに追加して敷設(天井内／露出モール等現場に応じて対応) カ 回線疎通及び決済端末の通信確認 ただし、現地確認の結果、既設配管が満杯になっているなど当該仮定での施工が困難な場合は、協議の上、配線ルート新設、回線引込点の変更・追加等の工事に変更することがあります。そのため、回線工事費が過少とならないよう余裕をもった積算としてください。 また、構内配線は、ケーブル色を指定する予定です。</p> <p>③機微情報であり、契約候補者の選定前の提供はできません。</p> <p>④契約候補者の選定前に詳細を示すことはできませんが、庁舎によりルーターからキャッシュレス決済端末間の距離は違い、場合によっては100mを超え、HUBなどの中継器が必要になることもあります。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
			<p>⑤窓口業務への影響を避けるため、回線工事を夜間または休日に行う必要がある施設がありますか。特に警察施設等、24時間稼働している拠点での施工時間制限の有無について教えてください。</p>	<p>⑤各施設における現時点の考え方は次のとおりですが、詳細は契約候補者の選定後の協議で決定します。 ○光ケーブル等の構内引込工事は、来庁者に影響が出ない範囲であれば勤務時間内でも問題ありません。ただし、来庁者に影響が出る場合は、時間外又は閉庁日に工事を行う必要があります。 ○構内配線工事は、キャッシュレス決済端末を来庁者が往来するロビー等に設置することから、時間外又は閉庁日に工事を行う必要があります。</p>
			<p>⑥警察施設内での工事にあたり、作業時間、作業場所の制限や作業員の事前審査、写真撮影の制限等、特筆すべき制限事項があれば教えてください。</p>	<p>⑥作業時間、作業場所については⑤に準じます。 作業員の事前審査として、事前に作業員名簿の提出を求めます。 写真撮影は、事前に撮影の承認を得た上で、職員立会いの下で行ってください。職員が保存された画像を確認し、画像によっては削除を指示する場合があります。また、撮影箇所によっては撮影を禁止する場合があります。</p>
			<p>⑦インターネット端末(ルーター)を設置する際、盗難や第三者の接触を防ぐための施錠可能な保管スペースは既設のものがありますか。</p>	<p>⑦一般的に執務室の中には第三者の立ち入りは出来ず、勤務時間外は施錠されますが、執務室内に「施錠可能な保管スペース」は無いものとお考えください。 なお、警察施設においては、光回線、ONU、ルーターは各警察施設の通信機械室に設置することになることを申し添えます。</p>
			<p>⑧県警施設等での作業を行う際、指定業者はありますか。指定業者がある場合は、ご紹介頂けますか。</p>	<p>⑧一般行政施設及び警察施設ともに指定業者はありませんが、施設での作業や工事において事前に関係者との調整が必要な場合は、調整の場を設定します。</p>
31	R8.3.6	R8.3.9	<p>①プレゼンテーション参加について ・3名参加予定ですが、うち1名がWEB参加を予定しておりますが可能でしょうか ・プレゼンテーション時に資料投影を考えております。ディスプレイ(プロジェクター、HDMIケーブル)などのご準備は御庁でありますか ・プレゼンテーションで自動釣銭機も含めた製品デモを行う場合、準備に10分間程度別途いただくことは可能でしょうか?</p> <p>②仕様書別添 端末設置箇所がモバイル型端末のみの場所について設置対応が不要なため発送～納品のみを想定しておりますが問題ないでしょうか。</p> <p>③仕様書 2-5決済端末(1) 共通事項(カ) 一般的にモバイル型決済端末にはオートカッター等の自動切断機能が付属していないことが挙げられますがモバイル型決済端末にも必要でしょうか?</p>	<p>①プレゼンテーション参加については、次のとおりです。 ・3名中、1名のWEB参加は可能です。 ・会場には、HDMIケーブル接続可能な大型モニターを当方で用意していますので、必要に応じて御利用ください。 ・プレゼンテーション開始予定時刻の20分前に控室に御案内し、10分前にプレゼンテーション会場に入室いただきますので、会場入室後に準備を行ってください。</p> <p>②問題ありません。</p> <p>③自動切断機能は、レシートの切り離しを容易とする機能の一例として示しているものであり、必ずしも付与する必要はありません。</p>
32	R8.3.9	R8.3.9	<p>様式第8号の附表 企画書内に記載の項目14「再委託の予定」の記入について本業務の選定業者が決定した後に、開発や協力を依頼する再委託先があった場合でも、都度の申請や申告をすることで問題ないでしょうか?</p>	<p>問題ありません(詳細は、契約候補者選定後に契約書等で規定します)。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
			<p>・仕様書(案)第2-2-5(2)アにおいて、「SIMを搭載し、屋内・屋外を問わず安定した通信が可能であること」とありますが、電波環境に関する前提条件および責任範囲について確認させてください。</p> <p>①事前の電波測定(実地調査)は本業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②電波が不安定な施設が判明した場合、追加対策が必要となる場合の費用負担の考え方(受注者負担/県負担)についてご教示ください。</p>	<p>1 仕様書(案)第2-2-5(2)ア</p> <p>(1) 事前の電波測定(実地調査) 本業務の範囲に含まれます。</p> <p>(2) 電波が不安定な施設が判明した場合の追加対策における費用負担 契約候補者の選定後に追加対策費用が生じた場合は、原則として本企画提案で提示した本業務に係る金額の範囲内で受注者に負担をしていただきます。そのため、回線敷設に係る費用が過少とならないよう余裕をもった積算としてください。その上でなお積算が困難な場合は、その理由とともに1単位(施設や機器等)あたりの主に想定される追加対策費用を仕様書(案)別紙2「本業務及び本稼働後5年間の費用」の備考欄に記載し、県が上振れ幅を予見することができる形で企画提案を行ってください。</p>
			<p>・企画提案評価会議の際に、プレゼンテーション場への機器持ち込みは可能でしょうか。</p> <p>①可能な場合、電源をお借りすることは可能でしょうか。</p> <p>②プレゼン時間前に機器をセットする時間をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>2 プレゼンテーション会場への機器持込の可否 電源借用を含め、可とします。 プレゼンテーション開始予定時刻の20分前に控室に御案内し、10分前にプレゼンテーション会場に入室いただきますので、会場入室後に準備を行ってください。</p>
			<p>・仕様書(案)第2-2-5(2)イにおいて「7時間以上の連続稼働が可能なバッテリーを有すること」とありますが、本要件は、通信接続状態を維持し、一定頻度の決済処理(レシート印字含む)を行う通常業務環境下での連続稼働を前提とした基準との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、実使用環境(通信状態変動、プリンタ使用、低温環境等)を考慮すると、概ね5,000mAh以上のバッテリー容量が必要となる水準と想定されますが、その認識で間違ございませんでしょうか。</p>	<p>3 仕様書(案)第2-2-5(2)イ</p> <p>(1) 「7時間以上の連続稼働が可能なバッテリーを有すること」の考え方 御見込みのとおりです。</p> <p>(2) 5,000mAh以上のバッテリー容量 具体的なバッテリー容量に関する要件は設けていませんが、(1)を踏まえた企画提案を行ってください。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
33	R8. 3. 10	R8. 3. 11	<p>・仕様書(案)第2 2-6(2)において、「導入した回線の月額利用料及びプロバイダ費用並びに必要な周辺機器の設置費用は、契約金額に含めるものとし、県に直接請求が発生しないこと。」とあります。</p> <p>また、公告1(8)に費用上限額が示されているところ、質問回答No.15にて「公告1(8)に記載した上限金額は、本業務(令和8年度中の県施設への決済端末設置等の決済環境整備)に係るもの(主にイニシャルコスト)であり、令和9年度以降に発生する費用(決済代行手数料含むランニングコスト)は含まれていません。」との回答が示されています。</p> <p>以上を踏まえ、念のため以下の点について確認させてください。</p> <p>回線月額利用料等の上限額対象期間について 回線の月額利用料及びプロバイダ費用については、</p> <p>・本契約(公告1(8)の上限額)に含めるべき費用は、履行期間内(契約日から令和9年3月31日まで)に発生する月額費用に限られる</p> <p>・令和9年度以降に継続して発生する回線月額利用料等は、質問回答No.15にいう「ランニングコスト」に該当し、公告1(8)の上限額の対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>4 仕様書(案)第2 2-6(2)(回線月額利用料等の上限額対象期間)御見込みのとおりです。</p>
			<p>・仕様書(案)第2 2-6(2)において「県に直接請求が発生しないこと」とありますが、本記載の具体的な趣旨(契約主体・請求主体・支払方法の整理)について、県として想定されている内容をご教示ください。</p>	<p>5 仕様書(案)第2 2-6(2)(県に直接請求が発生しないこと)</p> <p>本業務は、専用回線敷設や複数種の決済端末、POSシステム、決済代行業者を經由した各決済ブランドとの決済情報送受信など、決済に係る一連のプロセスが不可分に関連しており、不具合発生時の原因特定及び復旧に時間を要すリスクを可能な限り低減するため、専門事業者による窓口及び調達の一本化を想定して公募型プロポーザル方式により企画提案を募集しています。</p> <p>本項目もこの趣旨を念頭において記載しているところですが、事業者によっては全ての一本化ができないことも想定されるため、本項目は必須要件とはしていません(この場合の詳細は、契約候補者選定後の協議で決定します)。</p>
			<p>・仕様書(案)第2 2-9(8)において、「決済代行手数料は、受注者が発行する毎月の請求書によって、精算払で支払うことを原則とする。」とあります。</p> <p>本記載について確認ですが、決済代行手数料の精算方法は、請求書払いのみを想定しており、納付金との相殺(差引入金)による精算方式は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>6 仕様書(案)第2 2-9(8)</p> <p>原則的な支払方法を請求書払いとする旨を本項目にて記載しているところです。請求書払いができない場合は、その旨企画提案を行ってください。</p>

番号	提出日	回答日	質問内容	回答
			<p>・仕様書(案)第2-2-9(3)において、決済代行業務について「各決済ブランドとの契約、調整、手続、納付金の振込、決済手数料の精算等本業務に係る一連の決済代行業務を一括して担うこと」とあります。</p> <p>本記載について確認ですが、決済代行業務は一者による一括受託を前提としているとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、決済ブランドごとに異なる決済代行事業者(PSP)を採用し、代表事業者が全体を統括するスキームは想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>7 仕様書(案)第2-2-9(3)</p> <p>総括の範囲が定かではありませんが、本業務の決済代行業務は、一者による一括受託を想定しており、代表事業者が決済ブランド毎に異なる決済代行事業者を統括する方式は想定していません。</p>
			<p>・仕様書(案)第2-2-9(4)において一定の決済ブランドへの対応が求められておりますが、将来的に決済ブランドを追加する場合の費用の取扱いについて確認させてください。</p> <p>決済ブランド追加時に月額利用料やシステム利用料が増加する料金体系と、ブランド数にかかわらず月額費用が一定である料金体系との間で、将来的な経済性および費用の予見可能性の観点において評価上の考慮はございますでしょうか。</p> <p>また、本稼働後5年間のランニングコスト算出との関係において、ブランド追加による月額費用の増減の有無についても評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>8 仕様書(案)第2-2-9(4)</p> <p>仕様書(案)第2-2-9(4)エにおいて、「決済代行事業者が対応可能な決済ブランドを企画提案書に記載すること」としており、ランニングコストは、企画提案書提出時点で当該決済代行事業者が一括して対応できる決済ブランドを全て採用したと仮定して積算してください。</p> <p>なお、ランニングコストは「令和8年度長野県キャッシュレス決済端末導入業務公募型プロポーザル方式実施公告」の6(6)の選定基準における評価項目として記載されていることを申し添えます。</p>